



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料 | 平成29年9月7日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

平松エンタープライズ株式会社 岡山県倉敷市昭和1丁目2番22号

2. 指名停止措置期間

平成29年 9月 7日 ～ 平成29年10月 6日 (1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者が平成25年4月から平成26年1月まで施工した民間発注のマンション新築工事におけるサッシ工事において、請負金額が建設業法施行令で定める金額以上であるため工事現場に専任の主任技術者を配置しなければならない工事であるにもかかわらず、当該工事の主任技術者を当該工事の期間内に他の工事現場にも主任技術者として配置しており、当該工事現場に専任しているとは認めがたい状態であった。このことが、建設業法第26条第3項に違反するとして平成29年7月28日に岡山県から同法第28条第1項に基づく指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第13号（建設業法違反）に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号 [9:15~18:00])
082-511-6064 (直 通 [9:15~19:00])

総務部 契約課長

むろた こうじ
室田 浩司 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐

さとう ひろかず
佐藤 博和 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号 [9:15~18:00])

契約管理官

さの ともり
佐野 友紀 (内線130)

◎総務部 経理調達課長補佐

いけじり やすひと
池尻 泰人 (内線132)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

さかや まさゆき
坂屋 政之 (内線2117)

企画部 環境調整官

あだち つかさ
足立 司 (内線3114)